

安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託仕様書

特記仕様書

(業務の概要)

第1条 業務の概要は、次のとおりである。

1 委託業務の名称

安芸市ごみ収集運搬並びに安芸市最終処分場運営業務委託

2 業務の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

3 委託業務の場所

ごみ収集業務 安芸市全域

安芸市一般廃棄物最終処分場（安芸市伊尾木黒瀬谷山奥下モ 4035 番イ）

4 施設の名称

(1) 安芸市一般廃棄物最終処分場（水処理施設を除く）

(2) リサイクルプラザ（一部を除く）

(3) 計量棟

5 施設の概要

安芸市一般廃棄物最終処分場（平成7年3月竣工）

前処理施設

① 二軸式破砕機 4.8 t/日×1基（不燃性粗大ごみ）

② 一軸破砕機 0.2 t/日×1基（可燃性粗大ごみ）

③ ペットボトル減容機 0.2 t/日（ペットボトル）

④ 廃蛍光灯破砕機

⑤ 発泡スチロール減容機

リサイクルプラザ（平成12年3月竣工）

① 休憩室

② 缶選別圧縮機 1.2 t/日×1基（カン）

計量棟

① 事務室

② トラックスケール（秤量 30 t）×1基

③ 現金取扱額 約 20,000,000 円（日平均額約 69,000 円）

(委託業務の範囲)

第2条 甲が委託する業務の範囲は、次のとおりとする。

1 ごみ収集運搬業務

(1) 収集方法、収集場所

① 一般ごみ、金属ごみ、資源ごみ

収集方法はステーション収集とし、収集場所は市内全域（令和6年3月31日現在約500ヶ所）とする。なお、集積場所は増減する場合がある。

② ビン、有害ごみ

収集方法は拠点収集とし、集積場所は市内全域（令和6年3月31日現在約240ヶ所）とする。なお、集積場所は増減する場合がある。

③ 戸別収集

収集方法は各戸別とし、集積場所は市内全域（令和6年3月31日現在約50ヶ所）とする。なお、集積場所は増減する場合がある。

(2) 収集日

① 一般ごみ、金属ごみ、資源ごみ、ビン、有害ごみの収集等は、ごみカレンダーのとおりとする。なお、年末年始期間（12月29日から翌年1月3日までの期間）の収集等については、本市が別途指示する日程に従い収集を行うものとする。

② 戸別収集は、毎週水曜日の午後とする。なお、年末年始期間（12月29日から翌年1月3日までの期間）の収集については、本市が別途指示する日程に従い収集を行うものとする。

(3) 関係事項

① 契約期間中において、戸別収集又は集積所数の増減等の変動があった場合は、本市の指示に従うものとする。これに伴う委託料の増減は原則として認めない。

② 本市が開催するイベントで発生するごみの収集については、本市の指示に従い、対応するものとする。

(4) 人員体制及び使用車両

① 人員体制

1) 乙は、収集作業を適正に履行するために必要な人数を配置することとし、作業員の疾病、負傷等により収集できないときは、代人をもって充て、収集計画に支障のないよう直ちに配置すること。

2) 収集車両1台につき運転手1人、収集作業員1人以上で作業を行わなければならない。

3) 各収集車両に1人以上は、一般廃棄物収集業務経験を6ヶ月程度有する者を配置すること。

4) 乙は、収集作業及び車両を管理する業務責任者を任命するものとする。

5) 業務責任者は正社員であって業務内容を十分に熟知し収集作業に責任を負うものとする。なお、当該者については、収集作業に従事する者の指揮・監督に努めるものとする。

6) 運転手は、収集地区内の地理及び業務内容を十分に熟知し、適正に業務を遂行できるものであること。また、収集車両の構造及び性能を十分に把握し、安全な操作ができる者であること。

7) 収集作業員は、業務の遂行能力を有し、運転手の補助ができる者とする。

8) 常時使用する作業員には労働保険に加入させること。

② 使用車両

収集車は、市が貸与する下記の車両を収集品目や収集状況を踏まえて適正な車両を用いることとし、使用後は、洗車して常に清潔を保持すること。

また、受託者が各車両の対人対物保険に加入すること。

3.5 t パッカー車 6 台
2 t ダンプ車 2 台
幌付き 2 t トラック 1 台
軽ダンプ車 1 台

故障や検査等により不足する場合や代車等は受託者が別途準備すること。
その場合、廃棄物が飛散又は流出しないよう覆蓋車、パッカー車又はコンテナ
式のものとし、収集運搬による騒音、振動、悪臭公害等生活の保全上支障のな
い設備にすること。

(5) 収集基準

- ① 収集は、収集日当日午前 8 時 30 分から開始し、できる限り迅速に行うものとする。
なお、台風・降雪等で収集時間を遅らせる、中止、一時休止する場合は、甲と協議し
決定するものとする。
 - 1) 運転手及び収集作業員は、収集作業時において帽子（ヘルメット）、作業靴、ゴム
手袋等を着用し、常に清潔に保つよう努めなければならない。また、雨天時は雨合羽
の着用を努めなくてはならない。
 - 2) 運転手及び収集作業員は、常にほうき、ちり取り等清掃用具を携帯し、飛散したご
みは、必ず清掃するものとし、戸別収集箇所や集積場所等の清潔保持に努めるもの
とする。
 - 3) 収集した一般ごみ、金属ごみ、資源ごみは収集日当日の搬入時間までに各搬入施設
へ投入するものとし、原則積み置きは認めない。
 - 4) 乙による収集もれ、取り残し等により甲が収集を依頼した場合、直ちに対応するも
のとし、当該日中に収集し速やかに甲に報告しなければならない。
 - 5) 甲が指定する適正処理困難物を乙が誤って収集した場合は、甲、乙間にて処理方法
を協議する。
 - 6) 乙は、収集作業時に、警察等に届けることが適切なものを発見した場合は、乙の責
任において対応するものとする。

(6) 安全対策（運転及び収集作業）

- ① 乙は、運転手に対し、車両運行前後において、次の事項の確認を実施させ、その内容
を記録しなければならない。甲は、当該記録について、必要に応じて提出を求めること
ができる。
 - 1) 運転免許証を携帯していること
 - 2) 呼気中のアルコール検査でアルコールが検出されないこと
- ② 乙は、運転手の免許証の有効期限を定期的に確認しなければならない。

(7) 啓発・指導

- ① 排出ルールに違反したごみ等を発見した場合は、違反内容を明記したうえでシールを
貼付するなどの啓発・指導を行うものとする。
- ② 排出ルールに違反したごみ等については、次の収集日に回収又は甲へ当該状況を報告
しなければならない。ただし、ごみ等が周辺環境へ多大な影響が予想される場合は、速
やかに甲へ報告し指示があった場合は、それに従わなければならない。

(8) 車両関係

- ① 乙は、関係法令を遵守し、使用する収集車両の日常点検、車両整備等を適正に行わなければならない。
- ② 乙は、収集作業中に事故が発生した場合は、事故の大小にかかわらず直ちに警察及び甲に通報するとともに、相手がある場合には、誠意をもって対応し、乙の責任において解決するものとする。事故発生後は、速やかに事故発生報告書を書面にて甲に提出しなければならない。
- ③ 乙は、事故、故意又は過失により車両等に故障、破損等があった場合には、乙の責任において原状復帰しなければならない。

(9) 搬入施設

- ① 安芸広域メルトセンター
搬入時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
ごみ種別 一般ごみ、可燃系粗大ごみ（粗大ごみは午後 4 時まで）
- ② 安芸市一般廃棄物最終処分場
搬入時間 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
ごみ種別 一般ごみ、金属ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ
家電リサイクル法対象品（リサイクル料金は搬入者が郵便局で支払う）

2 安芸市一般廃棄物最終処分場

(1) 受入、中間処理、搬出等

- ① 受入時間
月曜日から金曜日まで 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
土曜日 午前 8 時 30 分から 12 時、午後 1 時から午後 4 時 30 分まで
ただし、当該時間内に業務が終了しない場合は、本市にその旨を連絡の上、時間を延長できるものとする。ただし、それに伴う委託料の変更は行わない。
- ② ごみ受入業務
収集委託業者（安芸市から一般廃棄物の収集運搬業務を委託されている業者。以下同じ）、許可業者（安芸市から収集運搬業の許可を受けている業者。以下同じ）、事業者（安芸市内に事業所のある事業者又は安芸市内で事業活動を行った事業者。以下同じ）、安芸市住民が搬入する一般ごみ、金属ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ及び産廃ごみ（発泡スチロールなど）を受入管理すること。
- ③ 資源再生品の取り扱い
本委託業務の実施に伴って発生する資源再生品の所有権は、甲に帰属する。
- ④ カン処理業務
 - 1) 空きカンの中から異物を取り除き、自動選別機にて圧縮処理すること。
 - 2) 圧縮しブロック状になった空きカンをスチールとアルミに分別し、所定の位置で保管し、甲が契約する業者へ乙が手配したうえで引き渡すこと。
積込みは市が保有する重機等を使用して業者が行う。
- ⑤ ペットボトル処理業務

- 1) ペットボトルの中から異物を取り除くこと。
- 2) ラベル、キャップを外し圧縮機でベールにしたものを、所定の位置で保管すること。
- 3) 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）が示す「市町村からの引き取り品質ガイドライン（以下、「品質ガイドライン」という。）に適合させ、乙が容リ協指定の業者へ手配したうえで引き渡すこと。
積込みは市が保有する重機等を使用して業者が行う。

⑥ ビン処理業務

- 1) ビンの中から異物を取り除き、色別（無色・茶色・その他の色）に分別すること。
- 2) ビンの中から生きびんとしてリユースできるものは別途所定の場所で保管すること。
- 3) 容リ協が示す品質ガイドラインに適合させ、無色、茶色、その他の色に分けて、所定の場所で保管し、乙が容リ協指定の業者へ手配したうえで引き渡すこと。積込みは市が保有する重機等を使用して業者が行う。

⑦ 有害ごみ処理業務

- 1) 廃乾電池、ライター、廃蛍光灯に分別し、その他の異物を取り除くこと。
- 2) 乾電池は、ドラム缶に詰め所定の位置で保管すること。
- 3) ライターは、中のオイルを抜き一般ごみとして処理すること。
- 4) 廃蛍光灯は、破砕機で破砕しドラム缶に詰め所定の場所で保管すること。
- 5) ドラム缶は、雨風に直接触れないようパレットに乗せ、覆いをすること。
- 6) 廃乾電池及び廃蛍光灯は、公益社団法人全国都市清掃会議の使用済み乾電池等の広域回収・処理計画並びに使用済み乾電池等の広域回収・処理実地要領に基づき、甲が契約する業者へ乙が手配したうえで引き渡すこと。積込みは市が保有する重機等を使用して業者が行う。

⑧ 紙類処理業務

- 1) ダンボールは、所定の位置で保管すること。
- 2) 新聞・チラシ、雑誌・本、雑がみ、紙パック、古着は、異物を取り除き、カゴに詰めて所定の場所で保管し、甲が契約する業者へ乙が手配したうえで引き渡すこと。積込みは市が保有する重機等を使用して業者が行う。

⑨ 一般ごみ処理業務

一般ごみは所定の場所で保管し、適宜、安芸広域メルトセンターへ搬出すること。

⑩ 金属ごみ処理業務

- 1) 金属ごみは、小型家電、鉄及びその他の金属ガラ、アルミガラとして直接資源化できるものを抜取ること。
- 2) 抜取った小型家電、鉄及びその他の金属ガラ、アルミガラは、所定の場所で保管し、甲が契約する業者へ乙が手配したうえで引き渡すこと。積込みは市が保有する重機等を使用して業者が行う。

⑪ 粗大ごみ処理業務

- 1) 可燃系粗大ごみは、安芸広域メルトセンターへ搬出すること。

- 2) 不燃系粗大ごみは、破砕処理後手選別を行い、所定の場所で保管すること。
- 3) 破砕処理できない不燃系粗大ごみは、所定の場所で保管すること。

⑫ 産業廃棄物ごみ（発泡スチロールなど）処理業務

発泡スチロールは、異物を取り除き溶融処理後、所定の場所で保管する。

(2) 人員体制

- ① 乙は、選別作業を適正に履行するために必要な人数を配置することとし、作業員の疾病、負傷等により作業ができないときは、代人をもって充て、処理計画に支障のないよう直ちに配置すること。
- ② 乙は、安芸市一般廃棄物最終処分場内を統括する業務責任者を配置し、選別作業の安全を期するよう努めなければならない。なお、収集作業及び車両を管理する業務責任者との兼務を認める。
- ③ 乙は業務を履行するうえで、次の資格を有する者を配置しなければならない。なお、これらの資格については、複合資格者を認める。
 - 1) 破砕・リサイクル施設技術管理士
 - 2) 天井クレーン運転士又は天井クレーン運転特別教育修了者
 - 3) フォークリフト運転技能講習終了者
 - 4) 車両系建設機器運転技能講習終了者
 - 5) 玉掛け技能講習終了者
- ④ 作業員は、選別作業時においてヘルメット、作業靴、ゴム手袋等を着用し、安全に配慮するよう努めなければならない。また、雨天時は雨合羽の着用に努めなくてはならない。

(3) 使用車両

市が貸与する下記の車両を用いることとし、使用後は、洗車して常に清潔を保持すること。また、受託者が各車両の対人対物保険に加入すること。

4 t ダンプ車 2 台

フォークリフト 1 台

ホイールローダー 2 台

故障や検査等により不足する場合や代車等は受託者が別途準備すること。

(4) 機械・設備管理

- ① 乙は、定期的または必要に応じ、施設、設備の点検を行い、点検内容を記録しなければならない。異常が確認された場合は、施設の取扱説明書等に従い、対応するとともに甲へも報告しなければならない。
- ② 施設及び選別設備に簡易な異常が発生した場合、施設の取扱い説明書及び操作マニュアル等を参考に設備等の復旧に努めるものとする。ただし、復旧できない場合は、速やかに甲へ連絡しなければならない。

(5) 事故等対応

- ① 乙は安芸市一般廃棄物最終処分場内において、事故等の災害が発生した場合は、直ちに関係機関及び甲に通報しなければならない。
- ② 乙は事故発生後、速やかに事故発生報告書を甲に提出しなくてはならない。

3 計量棟

(1) 受入時間

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。

ただし、当該時間内に業務が終了しない場合は、甲にその旨を連絡の上、時間を延長できるものとする。ただし、それに伴う委託料の変更は行わない。

(2) 業務内容

① 搬入、搬出車両の計量業務

② 一般廃棄物処理手数料の徴収

廃棄物搬入者に対して安芸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 7 年 3 月 28 日条例第 2 号）に基づき、ごみ処理手数料を徴収すること。

③ 一般廃棄物処理手数料の納金

- 1) 営業日ごとに、一般廃棄物処理手数料徴収に係る書類を作成し、提出すること。
- 2) 徴収した一般廃棄物処理手数料は、翌営業日に甲へ納金すること。
- 3) 一般廃棄物処理手数料業務に必要なつり銭は、乙が準備すること。

④ 指定袋の保管及び取扱店への引渡し

- 1) 指定袋取扱店から電話で数量を受注後、納入通知書、受領書、納品書、引渡し明細を作成する。
- 2) 引渡し明細は、翌営業日に甲へ提出すること。
- 3) 受領書は、指定袋取扱店へ指定袋を引き渡したときに、受領者が自筆で氏名を明記し、乙は受領書を翌営業日に甲へ提出すること。
- 4) 納入通知書及び納品書は、指定袋引渡しと同時に指定袋取扱店へ渡すこと。
- 5) 納入通知書等の作成に誤りがあった場合は、速やかに甲に報告し、指定袋取扱店へ納入通知書等の差し替えを乙が行うものとする。
- 6) 甲は、指定袋取扱店を、年度初めまでに乙に報告する。なお、指定袋取扱店は増減する場合がある。

(3) 計量業務の流れ

① 一般廃棄物処理手数料の徴収を必要とする搬入者

1) 直接搬入者

安芸市住民

事業者

許可業者

ア 安芸市で発生したごみであることを運転免許証等で確認し、住所と氏名を記録する。

イ 適正処理困難物が混載されていないか確認を行い、適正処理困難物を確認した場合は、受け入れできない旨の説明を行い、適正処理困難物を持ち帰らせる。

ウ 廃棄物を載せた状態の車両を計量し、対応する処分場所を説明する。

エ 廃棄物を下ろした後の重量を計量し、一般廃棄物処理手数料を徴収し、領収書を発行する。

2) その他

甲と処分についての契約を締結している、安芸市以外の自治体

安芸市が後納を認めた事業者

② 一般廃棄物処理手数料の徴収を必要としない搬入者

1) 直営

甲所有の施設等から発生するごみを搬入する関係職員等

ア 事前に空車重量を登録してあるものは、1回計量する。

イ 空車重量を登録していないものは、2回計量する。

2) 収集委託業者

甲から一般廃棄物の収集運搬業務を委託されている業者

ア 事前に空車重量を登録してあるものは、1回計量する。

3) 減免者（災害ごみ搬入者を含む）

甲が一般廃棄物処理手数料の減免を認めた者

ア 安芸市の担当課が発行する名簿等に記載されていること又は口頭で連絡を受けている者であることを確認し、記録する。

イ 廃棄物を載せた状態の車両を計量し、対応する処分場所を説明する。

ウ 廃棄物を下ろした後の重量を計量する。

エ 搬入した者の住所、氏名、ごみの種類、重量等を月締めで書類にまとめ、甲へ報告すること。

③ その他の計量

分別物等を搬出する車両

1) 処理委託搬出車両

有価物、廃乾電池、廃蛍光灯、ビン、小型家電、処理業務委託する物を搬出する車両及び甲が指定する車両

ア 搬出物を積み込む前に計量し、搬出物を積み込んだ後に計量し、重量を量る。

イ 収集運搬処理管理票（マニフェスト）が必要なものには、記入し作成すること。

(4) 警備

① 現金を取扱うことから、十分警戒すること。

② 不審者を発見した場合は、速やかに甲に連絡すること。なお、身の危険を感じた場合は、警察へ通報すること。

(5) 業務従事者

① 計量システムへの入力業務及び一般廃棄物処理手数料等の集計のため、エクセル・ワードの基本的な操作ができる者を配置すること。

② 一般住民と対応する業務であることから、接遇能力に優れた者であること。

(6) 技術指導等

① 本業務を受注した者に対しては、甲の職員が令和7年3月31日までの間で、安芸市一般廃棄物最終処分場に出向き、乙の職員に対して業務履行に必要な知識と技能を引き継いで習得させる。ただし、甲の職員を乙が継続雇用する場合はこの限りでない。

② 乙の契約期間満了後、乙以外の業者（以下、「丙」という。）が本業務を受注する場合は、業務履行に支障をきたさぬよう、乙の契約期間内で3か月間以上、乙の職員が丙の職員に対して、技術指導及び教育を行うものとする。ただし、乙の職員を丙が継続雇用する場合はこの限りでない。

4 市民一斉清掃や災害時の対応

- (1) 市民一斉清掃については、甲の指示に従い、収集業務・中間処理業務等を行うこと。
- (2) 災害時については、原則、甲の災害対策本部の指示に従い、収集業務・中間処理業務等を行うこと。なお、詳細については別途協議する。

(業務従事者名簿等の提出)

第3条 乙は、業務従事者の役職（担当）、氏名、生年月日、住所、電話番号、有資格状況を記載した業務従事者名簿および有資格者証の写しを甲に提出すること。

(有資格者の確保)

第4条 乙は、次の資格を有する者を配置し、必要ならば、業務責任者を選任すること。

- (1) 破碎・リサイクル施設技術管理士
 - (2) 天井クレーン運転士又は天井クレーン運転特別教育修了者
 - (3) 玉掛け技能講習修了者
 - (4) フォークリフト運転技能講習修了者
 - (5) 車両系建設機械運転技能資格講習修了者
 - (6) その他業務の履行上法令に定められた有資格者
- 2 前項各号に掲げる資格については、複合資格者を認める。

(施設保全の職務)

第5条 乙は、施設の点検を継続して行い、常に施設を正常な状態に保つこと。

- 2 点検は、各種機器設置箇所を巡回し、異常音、異常温度、錆、振動、損傷、水・油漏れ等の目視による観察等を行う。また、異常を発見した場合は、直ちに甲に報告するとともに、必要な措置を講ずること。
- 3 保守は、常に各種機器が正常に稼働するよう機器及び施設の水・油漏れ等の防止、各種簡易な破損部分の取替え、消耗品の交換、油脂等の補充、錆止塗装等を行うものとする。
- 4 修理については、故障個所のうち、備え付けの機器、工具及び設備等を利用してできる修理（塗装含む）を行うものとする。
- 2 乙は、甲が行う整備計画立案に必要な情報や、修繕費の見積等に必要な情報の提供に協力すること。
- 3 乙は、甲が発注する施設の整備工事又は修繕に立会い、工事又は修繕部分の仕様等の把握に努め、試運転等を実施すること。
- 4 乙は、保守点検時に発見した故障個所が、本契約による業務委託の範囲内で復旧できないとき又は部品類が必要なときは、工事又は修繕が必要な故障個所の写真等を甲に提供すること。

(業務従事者の交替)

第6条 乙は、業務従事者の変更があったときは、役職（担当）、氏名、生年月日、住所、電話番号、有資格者証の写しを添えて甲に提出すること。

(業務従事者の服装)

第7条 業務従事者は、作業上義務付けられた安全用具、ヘルメット、防じんマスク、ゴーグル、作業服、作業靴（安全靴）等を使用し又は着用すること。

2 計量業務に従事させる者には、搬入者に不快感を与えない服装をさせること。

(勤務時間及び休日)

第8条 勤務時間及び休日は次のとおりとする。ただし、事故や災害が発生したとき、又は、甲に特別の事情がある場合は協議のうえ柔軟に対応するものとする。

1 勤務時間

月曜日から土曜日までの1日8時間勤務とする。

2 休業日

- ① ごみ収集運搬業務は、土曜日、日曜日（但し、災害等の非常時の場合は、甲と協議のうえ決定する。）1月1日から1月3日まで（但し、年末年始等特別な事情により、時間外、休日作業が必要となった場合は、甲と協議のうえ決定する。）
- ② 安芸市一般廃棄物最終処分場及び車両計量業務は、日曜日（但し、災害等の非常時の場合は、甲と協議のうえ決定する。）1月1日から1月3日まで（但し、年末年始等特別な事情により、時間外、休日作業が必要となった場合は、甲と協議のうえ決定する。）

(人員の配置)

第9条 人員の配置は次のとおりとする。ただし、作業効率のため無理のない範囲でのマルチタスクは認めるものとする。

1 ごみ収集運搬業務

一般ごみ 3.5 t パッカー車 3 台×2 人
カン 幌付き 2 t トラック 1 台×2 人
ペットボトル 3.5 t パッカー車 1 台×2 人
紙類 2 t ダンプ車 2 台×2 人
ダンボール 3.5 t パッカー車 1 台×2 人
戸別収集 軽ダンプまたは 2 t ダンプ 1 台×2 人

2 安芸市一般廃棄物最終処分場

ごみ直接搬入受入作業 3 人
粗大ごみ・破碎ごみ搬出 1 人
ごみ積み込み作業 1 人
カン処理作業 3 人
ペットボトル処理作業 4 人
紙類分別作業 3 人
ビン分別作業 6 人
金属ごみ選別作業 5 人

3 車両計量業務

計量業務及び一般廃棄物処理手数料徴収等 1 人

(委託料)

第 10 条 委託期間内に賃金又は物価等に変動を生じ業務委託料が著しく不適當となったときは、甲と乙が協議のうえ、業務委託料を変更することができる。

(その他)

第 11 条 この特記仕様書に定めのない事項、又は、記載事項に疑義が生じたときは、一般仕様書第 20 条の規定を準用する。

※ 参考

委託業務範囲外の市の業務

1 法定検査

(1) 消防関係

- ① 自動火災報知設備
- ② 誘導灯
- ③ 消火器具

(2) 電気工作物検査

(3) トラックスケール計量検定

(4) クレーン検査

2 建物の補修工事

3 受変電設備の点検保守業務

4 機器の修繕、定期補修工事

5 大型機器のオーバーホール及び修繕

6 AED リース

7 廃電池・廃蛍光灯運搬・処分

8 浄化槽保守点検、法定検査

9 NHK 受信料

10 資源処分

11 消火器処分